

柳町田名部町地区コモンズ協定書

むつ市（以下「甲」という。）及び都市再生推進法人むつまちづくり株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第109条の4第1項に規定する立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、柳町田名部町地区において、立地誘導促進施設の一体的な整備及び管理に関する事項を定め、当該地区の賑わいの創出や回遊性の向上を図ることを目的とする。

（協定区域）

第2条 本協定の対象となる協定区域は、むつ市柳町一丁目及び田名部町のうち、別図1に示すとおりとする。

（財産区分）

第3条 協定区域の財産区分は、別図2に示すとおりとする。

（立地誘導促進施設の種類及び位置）

第4条 本協定の対象とする立地誘導促進施設（以下「立地誘導促進施設」という。）の種類及び位置は、別図3に示すとおりとする。

（立地誘導促進施設の概要及び規模）

第5条 立地誘導促進施設は、次に掲げる事項により、協定区域周辺における事業者や利用者等の利便の増進に寄与するものとする。

- (1) 商店街と飲食店街をつなぐ歩行者通路の整備による回遊性の向上
- (2) 商店街及び飲食店等が実施する立地誘導促進施設を活用した地区の賑わい創出に資する活動
- (3) 地区の防災機能の向上
- (4) 第2号に規定する団体以外の団体又は個人が主体となって実施するイベント又は収益活動
- (5) その他甲乙が必要であると認めたもの

2 立地誘導促進施設の規模は、別図3に示すとおりとする。

（立地誘導促進施設の一体的な整備及び管理に関する事項）

第6条 立地誘導促進施設は、甲と乙が協力して一体的な整備に努めるものとし、整備体制は別表1に示すとおりとする。

- 2 立地誘導促進施設の日常管理業務や施設メンテナンスについては、甲と乙が協力して一体的な管理に努めるものとし、管理体制は別表2に示すとおりとする。
- 3 日常管理に係る費用は、乙が負担するものとする。
- 4 立地誘導促進施設を活用して、協定区域においてイベント等を行う場合、その企画及び実施は、甲と乙が協力して行うこととする。

（使用料の不徴収）

第7条 乙は、第5条第1項第1号から第3号までに掲げるものについては、使用料を徴収しない。

（協定の有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、市長の認可公告のあった日から10年とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協定に違反した場合の措置）

第9条 甲及び乙は、本協定に定める事項に違反した者があった場合には、違反者に対し、相当の猶予期間を付して、当該違反行為を是正するために必要な措置をとることを文書で請求するものとする。
2 前項の請求があった場合には、違反者はこれに従わなければならない。

（効力の継承）

第10条 この協定は、市長の認可公告のあった日以後において協定区域内の土地所有者等になった者に対して、その効力があるものとする。

（協定を変更又は廃止する場合の手続）

第11条 本協定を変更する場合には、甲と乙が合意の上で、市長に申請してその認可を受けなければならぬ。
2 本協定を廃止する場合には、甲乙いずれかの発意により、その旨市長に申請してその認可を受けなければならない。

（協定区域隣接地）

第12条 本協定における協定区域隣接地は別図4に示すとおりとする。

（その他）

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合には、甲と乙が別途協議の上処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年 3月10日

甲 むつ市中央一丁目8番1号

むつ市長 宮下宗一郎 印

乙 むつ市柳町一丁目4番1号

都市再生推進法人むつまちづくり株式会社

代表取締役 濱崎正明 印